税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	道府県民税	4　株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成28年度課税標準見込額37,933億円）	4　株式等譲渡所得割 一定税率　100分の５
			法　人 1　均等割 （平成28年度納税義務者見込数3,065千人）	法　人 1　均等割 標準税率 (ｲ) 資本金等の額が１千万円以下である法人　年額20,000円 (ﾛ) 資本金等の額が１千万円を超え１億円以下である法人　年額50,000円 (ﾊ) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下である法人　年額130,000円 (ﾆ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人　年額540,000円 (ﾎ) 資本金等の額が50億円を超える法人　年額800,000円 ※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。
			2　法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	2　法人税割 標準税率　100分の3.2 制限税率　100分の4.2
			利子等に係る分離課税分（利子割） （平成28年度課税標準見込額18,013億円）	一定税率　100分の５
		事業税	法　人 1　２に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金１億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得 ※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。 (2) 資本金１億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	法　人 標準税率 1　２に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額１億円超の普通法人 付加価値額割　100分の1.2 資本割　100分の0.5 所得割 年400万円以下　100分の0.3 年400万円超800万円以下　100分の0.5 年800万円超　100分の0.7 ３以上の道府県に事務所等を有する法人の所得　100分の0.7 (2) 資本金の額又は出資金の額１億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ①　特別法人 所得割 年400万円以下　100分の3.4 年400万円超　100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の5.5〕 ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得　100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の5.5〕

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	事業税		②　その他の法人 所得割 年400万円以下　100分の3.4 年400万円超800万円以下　100分の5.1 年800万円超　100分の6.7 ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得　100分の6.7
			2　電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額	2　電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入割　100分の0.9 制限税率　標準税率の1.2倍 ただし、１(1)の所得割については標準税率の2.0倍
			個　人 所　得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除　年290万円	個　人 標準税率 1　第一種事業を行う個人　100分の５ 2　第二種事業を行う個人　100分の４ 3　第三種事業（４に掲げるものを除く。）を行う個人　100分の５ 4　第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人　100分の３ 制限税率　標準税率の1.1倍
		地方消費税	1　譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2　貨物割 課税貨物に係る消費税額	1　譲渡割 一定税率　63分の17 2　貨物割 一定税率　63分の17
		不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (ｲ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年１月１日から平成30年３月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の２分の１とする。 (ﾛ) 一定の要件を満たす新築住宅については、１戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ﾊ) 一定の要件を満たす既存住宅については、１戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ﾆ) (ﾛ)、(ﾊ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の２倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率　100分の４ ただし、平成18年４月１日から平成30年３月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の３
		道府県たばこ税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき　860円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき　481円